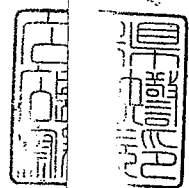
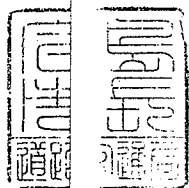


警察署使用不能時における施設提供に関する協定書



広島市

広島県広島中央警察署

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と広島県広島中央警察署（以下「乙」という。）は、広島市内において災害等の緊急事態が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、乙の警察車両の一時的な駐車場所のため、甲の施設の提供について、必要な事項を定める。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、甲の施設の提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設の提供について協力するものとする。

2 施設提供の対象とする甲の施設は、次の施設とする。

基町駐車場

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設を使用するにあたっては、乙の責任において当該施設を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第3条第2項に掲げる施設を使用する場合の使用料については、広島市財産条例第2条第3項により免除するものとする。

2 施設の使用に伴う光熱水費の実費その他施設の使用上に関わる経費については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第6条 乙が甲の施設を使用できる期間については、甲の定める必要最低限の期間とする。

(施設の明渡し)

第7条 乙は、甲の施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

(原状回復等)

第8条 乙の使用に伴う甲の施設や備品類の破損又は滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を失わないものとする。

(協議)

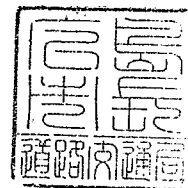
第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年12月27日

甲 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6番34号
広島市

広島市長 松井 一實



乙 広島県広島市中区基町9番48号
広島県広島中央警察署

広島中央警察署長
警視正 井本 雅之

